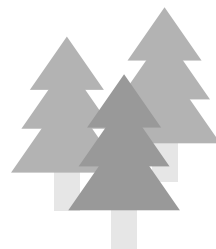


道路上に張り出している樹木の伐採について

道路や歩道への枝の張り出しや倒木により、通行の障害になっている箇所が見受けられます。これらが原因で、歩行者や通行車両に事故が発生した場合には、樹木の所有者の責任を問われる場合があります。（民法第717条、道路法第43条）

このような状況が見られる土地の所有者の皆さんには、樹木の伐採や枝払いをお願いします。



【作業時の注意事項】

- ・電線や電話線がある箇所の作業は、事前に東京電力(株)やNTTに連絡して立ち会いのもとで行ってください。
- ・歩行者や通行車両の安全確保と、樹木からの転落防止等に十分にご注意ください。

あなたのペットがご近所から好かれるためには

● 飼い主としての心がけ！

- ・周りに迷惑や危害を及ぼさない気配りとしつけが必要です。
- ・ご近所の人すべてが犬・猫が好きとは限りません。そんな方々からも理解されるよう、責任を持って飼いましょう。
- ・家族の一員として、終生飼いましょう。

● 犬はつないで飼いましょう！

- ・犬の放し飼いは、条例で禁止されています。
- ・散歩させるときも、引き綱などでつなぎましょう。

● 犬の登録と狂犬病予防注射を必ず行いましょう！

- ・鑑札や注射済票は、迷子になったときに役に立ちます。
- ・きちんと登録し、その年の注射済票を必ず首輪につけましょう。

● 排泄をしつけましょう！

- ・うんち・おしっこは専用トイレ等、決まった場所でさせましょう。
- ・散歩中にうんちをしたときは、必ずきちんと片づけ、持ち帰りましょう。

● 犬・猫を捨てないで！

- ・どうしても飼えなくなったときは、新しい飼い主を捜してください。
- ・捨てられた犬・猫は野良犬・野良猫になって、周りに迷惑をかけてしまいます。

● 犬・猫にも家族計画を！

- ・子犬・子猫が生まれても、飼い主が見つかりにくくなっています。
- ・メスだけでなくオスの飼い主にも責任があります。適正に、避妊・去勢手術を受けさせましょう。（動物病院にご相談ください。）

● 鳴き声・悪臭に注意！

- ・犬の鳴き声は、自宅より隣家へ響くことがあります。
- ・犬をつなぐ場所に注意し、無駄ぼえをしないよう、しつけましょう。
- ・飼っている場所を清潔にし、周りに迷惑をかけないように飼いましょう。

● 犬・猫にエサだけあげている人へ！

- ・野良犬・猫等決まった飼い主がいない犬・猫は、畑を荒らしたり、ごみをあさったりして周りに迷惑をかけます。
- ・飼うなら責任を持って、正しく飼いましょう。



※犬の糞の啓発用カンバンは、「保健環境係（保健センター内）」に用意してあります。
必要な方は、ご連絡下さい。

問い合わせ先 健康課 保健環境係（保健センター内） ☎82-5490